

(様式1)

3 調教教総発第160003号

令和3年4月16日

文部科学大臣 殿

調布市長 長 友 貴 樹 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称
調布市公立学校等施設整備計画
2. 計画期間
令和3年度（1年間）

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

富士見台小学校及び国領小学校の体育館全体について、外部及び内壁・床の改修、照明のLED化を行い施設の維持保全を図る。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

飛田給小学校の体育館及び布田小学校の校舎について、外壁及びその仕上げ材の剥落・落下防止工事を行い、防災機能強化を図る。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

第三小学校, 上ノ原小学校, 若葉小学校, 北ノ台小学校, 国領小学校, 神代中学校, 第三中学校及び第八中学校について、職員室・用務員室・応接室等の空調設備の更新工事を行う。また、柏野小学校について、給食室の空調設備の整備工事を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		20 校
中学校		8 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	20 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	28 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	2 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	平成31年3月31日
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>今計画期間に行った事業については、計画期間終了後、事後評価を実施し、その結果をホームページにて公表する。</p>

(様式1)

3 調教教総発第2450003号

令和3年12月1日

文部科学大臣 殿

調布市長 長 友 貴 樹 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称
調布市公立学校等施設整備計画
2. 計画期間
令和3年度（1年間）

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

八雲台小学校のプールについて、水槽の耐震化、給排水管免震処理等を行い、施設の耐震性を高める。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

滝坂小学校について、児童数の増加に伴う不足教室対策として、多目的室等を普通教室に整備する工事を行う。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

総合体育館天井の耐震化を行うことにより、スポーツ施設の安全性をより向上させ、利用者の安心・安全を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		20 校
中学校		8 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	20 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	28 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	2 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	平成31年3月 (社会体育施設については 令和3年度中に策定予定)
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>今計画期間に行った事業については、計画期間終了後、事後評価を実施し、その結果をホームページにて公表する。</p>
